

1 概要

平成4年から平成17年にかけて争われた「パチンコ店建築工事」（当地は、都市計画の用途地域は「準工業地域」）について、宝塚市が「宝塚市パチンコ店等、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（以下「宝塚市条例」という。）」に基づき工事中止命令を出したことに關して訴訟になった事例。

裁判では、宝塚市条例が、建築基準法や風営法に照らし合わせて、違法かどうかということについて争われた結果、地裁、高裁とも「違反する」との判決となり、宝塚市条例は違法無効と判断されたことから、宝塚市が建築工事の続行禁止を求めた訴訟提起は棄却する判決が出された。また、最高裁では「法律上の争訟には当たらない」との判断が下された。

別途、関連して相手方より損害賠償請求訴訟が提起され、最終的に、宝塚市は最高裁決定により2審判決が確定し、約4億8,700万円を建築主兼事業者及び建築工事業者に支払うこととなったもの。

2 経過等概略

- 平成4年11月4日
パチンコ店を営業しようとした者（以下「A」という。）は、宝塚市条例に基づき、宝塚市にパチンコ店の建築同意申請。平成4年12月10日に宝塚市は不同意を決定しAに通知
- 平成4年12月18日
Aは、宝塚市に建築確認申請を提出。市は受理せず返還
- 平成5年1月11日付け
Aは、宝塚市に建築確認申請不受理処分取消審査請求。平成5年2月23日、宝塚市建築審査会は同不受理処分取消を裁決。宝塚市は平成5年3月1日、Aから建築確認申請を受理
- 平成5年3月4日
宝塚市は、宝塚市条例に基づき、Aに建築準備行為の中止を指導・勧告
- 平成5年4月12日
Aは、宝塚市から建築確認を受けた。同日、宝塚市は建築準備

行為中止命令書をAに送付

- 平成6年2月20日
Aは、建築工事を建築工事業者（以下「B」という。）に発注。
Bは、平成6年3月7日仮囲工事に着手。平成6年3月11日に完了。平成6年3月15日に建築工事着工

- 平成6年3月17日
宝塚市は、神戸地裁伊丹支部へA、Bに対する建築工事続行禁止の仮処分申請。平成6年6月9日、仮処分決定

⇒ Aは建築工事を中断

- 平成6年6月25日
Aは、神戸地裁伊丹支部へ仮処分決定に対する異議申立て

- 平成6年7月29日
宝塚市は、神戸地裁に、Aに対し、建築工事続行禁止の訴訟提起

- 平成9年4月28日
神戸地裁は、宝塚市条例が風営法及び建築基準法に違反するとして請求棄却

- 平成9年5月8日
宝塚市は、大阪高裁に控訴。平成10年6月2日控訴棄却

- 平成9年9月9日
神戸地裁伊丹支部は、仮処分決定取り消し、仮処分申請却下

- 平成9年9月19日
宝塚市は、大阪高裁へ仮処分決定取消について、保全抗告申立、及び、仮処分取消決定の効力停止の申立。平成10年6月2日、大阪高裁は保全抗告申立の却下決定、及び、仮処分取消決定の効力停止の申立の却下決定。同日確定

- 平成10年6月8日
宝塚市は、最高裁に上告及び上告申立。平成14年5月7日、最高裁は、上告不受理決定。平成14年7月9日、上告について、

「（法律上の争訟に当たらず、）原判決を破棄し、第1審判決を取り消す。本件訴えを却下する。」との判決

- 平成10年8月12日
Bは、宝塚市に対して、神戸地裁伊丹支部に損害賠償請求を提起。（約1億4,000万円と遅延損害金）
- 平成11年3月11日
Aは、宝塚市に対して、神戸地裁伊丹支部に損害賠償請求を提起。（約17億4,000万円と遅延損害金）
- 平成17年3月25日
神戸地裁伊丹支部は、宝塚市に対し、Aに約1億8,500万円に遅延損害金を合わせて、また、Bに、約1億4,000万円に遅延損害金を合わせての賠償命令
（宝塚市条例が風営法及び建築基準法に矛盾抵触するとし、法的検討が不十分なままに工事中止の仮処分」申請を行ったことは、職務上の法的義務に違反しており、国家賠償法の違法行為に該当する。）
- 平成17年4月7日
宝塚市は、大阪高裁に控訴
- 平成18年9月27日
宝塚市が敗訴。大阪高裁は、宝塚市に対し、AとBに対し、合わせて約3億4,800万円に遅延損害金を合わせての賠償命令。
（宝塚市は損害を与えるおそれを認識できたのに仮処分申請を強行しており、過失を否定できない。）
- 平成18年10月10日
宝塚市は、最高裁に控訴
- 平成19年2月16日
宝塚市が敗訴。最高裁は、2審判決を支持（2審判決確定）し、遅延損害金を合わせて約4億8,700万円の支払が確定